戸塚第二小学校におけるいじめ防止基本方針

１．基本理念

・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
・いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
・子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

２．本校の取組み

ふれあい月間（６月・１１月・２月）<<いじめ・虐待防止強化月間>>

子ども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、６月、１１月、２月を「ふれあい月間」と位置付ける。この期間は、人権教育や心の教育等を推進する取り組みを実施して、いじめの未然防止につなげる。また、いじめの早期発見につなげるためのアンケート等を実施するとともに、保護者や地域住民に対しても学校の取組みを周知して、いじめの発見や防止だけではなく、児童虐待の防止にも努める。また、６月には４～６年、11 月は全学年を対象にＨｙｐｅｒ－ＱＵを実施し、児童の学級生活での満足度を把握し、ふれあい月間の取り組みと連動していじめの早期発見・早期対応をする。

ふれあい月間の流れ

１（周知）保護者へ、ふれあい月間の実施について、お知らせする。
　○ふれあい月間の趣旨や主な取組内容、アンケート調査等の実施について知らせる。
　○スクールカウンセラーや区及び都の相談機関など、児童・保護者が相談できる窓口を紹介する。
２（講話）児童に対し、ふれあい月間期間に全校朝会等で、校長がふれあい月間に係る講話を行う。
　○児童に、ふれあい月間の趣旨や取組内容、アンケート調査等について知らせる。
３（調査） 児童及び教員を対象に、「いじめ」や「虐待」、「教員の指導」等について、アンケートあるいは個別面談等を実施する。
４（分析） アンケートの集約・分析を行う。
　○学年で情報を共有し、いじめ対策委員会や生活指導部会で話し合い、分析結果を管理職に報告する。
５（対応）アンケートから把握した課題について、当該児童から聞き取りを行うとともに、保護者への連絡等を含め適宜必要な指導・対応を組織的に行う。
　①いじめ・虐待の疑いが把握できた場合
　　・教職員の情報共有、対応及び解決策の検討
　　・当該児童及び周囲の児童への面談及び聞き取り
　　・関係児童への面談及び聞き取り、指導
　　・当該児童（関係児童）の保護者への連絡及び相談
　　※「虐待」対応の場合は、関係諸機関への『通告』を優先する。
　　・関係諸機関との連携による対応 等
　②教育相談体制の充実
　　いじめ・虐待等の早期発見及び早期対応に向け、児童が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、教育相談週間を設定したり、スクールカウンセラーの相談が受けられる日時を周知したりするなど、児童がいじめについて大人に相談できるようにする。

③教育相談機関等の周知

いじめ等の相談は、学校の教職員や保護者にできるとは限らない。児童が相談できる場を広く周知していく。保護者が子どものいじめを心配したり疑ったりすることがあることから、教育相談機関等について、保護者や地域住民に周知していく。

■早期発見のポイント

・児童のささいなサインを見逃さない。
・全ての教職員が連携して児童を見守る。
・児童が相談できる体制を整え、周知する。
・アンケートの分析は、チームで行う。

重大事態への対応

いじめによって児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければならない。

万が一、重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、他の児童への心のケアを行うなど、教育委員会と連携して対応に当たる。

①教育委員会との連携

重大事態が発生した場合（可能性が予想される場合を含む）には、速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。

校内では、通常の対応通り「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応に当たる。

②情報の管理

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取り扱いについては十分に配慮する必要がある。

■早期対応のポイント

・**迅速に対応**する。
・**担任など特定の教職員で抱え込まず、設置された組織を中心として対応**する。
・事象の消滅を解決とせず、**児童に最後まで寄り添う**。
・**教育委員会の学校問題支援室、保護者や関係諸機関と積極的に連携**して対応する。
・いじめの再発防止に向け、**自校の取組みを常に点検**し、未然防止に向けて改善する。

日常の取組み

いじめを防止するためには、児童が相手を攻撃したり、貶めたりしてしまうといった行動を変容させていく必要がある。児童のいじめを行わないといった行動変容に結び付けていくためには、学校や教師の指導や支援の充実だけでなく、児童自らが自己の課題として行動するとともに、家庭や地域住民と共に子どもたちを育てていく風土の醸成が欠かせない。

①人権教育・道徳教育の充実

いじめを防止するためには、一人一人の児童が発達段階に応じ、思いやりの心をもち、自他の存在を等しく認めて互いの人格を尊重する態度を養うことや、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることが必要である。人権教育の全体計画や年間指導計画、道徳教育の全体計画や年間指導計画をもとに、計画的で継続的な指導や支援を行う。

②体験活動の充実

児童が他者から認められることなどを通して自己有用感を獲得することにより、いたずらに他者を否定したり攻撃したりすることは減少する。全ての児童に自己有用感を獲得させていくことは、いじめを防止するために不可欠である。

体験活動は、児童に自己有用感を獲得させるうえで有効であり、体験活動を設定する際には体験することや交流することを目的とするのではなく、体験や交流を通じて、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった気持ちが得られるようにしていく。

③情報モラル教育の充実

インターネット上での誹謗中傷やいじめは、いじめを一層見えにくいものにし、解決を困難にしている。日々高度に発展している情報化社会において、児童が情報社会に積極的に参画する態度を育てるとともに、情報手段を活用するうえでの判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要であるため、教育委員会が実施する「情報モラル教育授業支援事業」を活用し、情報モラル教育を実施していく。

【本校における具体的な取組】
・子どもたちの実態把握（GIGA 端末・携帯の所持、活用について）
・発達段階に応じた情報モラル教育の年間指導計画の作成と授業の実施
・全学年でインターネットの安全な使い方とコニュニケーションの大切さについての授業を実施
・保護者会、PTA 活動、ホームページ等を活用した保護者への意識づけと啓発
・情報モラル教育に関する校内研修会

④児童による主体的な活動の支援

いじめを防止するためには、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、何ができるかを考えて主体的な取り組みを行っていくことが大切である。

児童会を活用し、児童自らが自分たちの課題を捉え、いじめ防止等の取り組みが展開されるよう、担当教員だけでなく、学校全体で支援する。

【児童による主体的な活動】
・ 代表委員を中心とする「あいさつ運動」「いじめ防止月間」

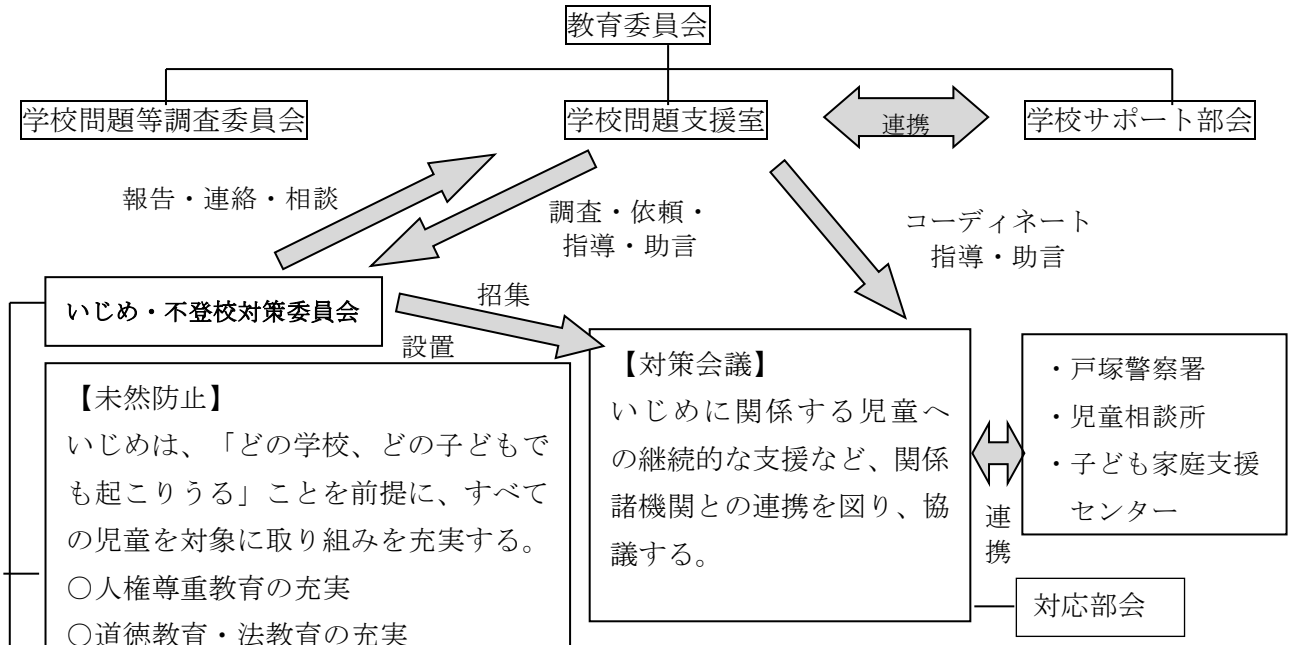
⑤保護者・地域住民との連携の促進

いじめ防止に限らず、児童を取り巻く大人が共通の意識のもとで子どもを守り育てていく風土を醸成していくことは、学校の大きな役割と言える。

いじめを防止するためには、学校・家庭・地域が児童にとって安心できる「居場所」となることや、児童一人一人が自己有用感をもてるようにしていくことが重要である。

学校説明会や保護者会、地域協働学校運営協議会において学校評価を活用するなどし、学校と保護者・地域住民が児童・生徒の課題を把握し、いじめについての理解を深め、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たしていくようにする。

戸塚第二小学校におけるいじめ防止対策の推進体制



【未然防止】
いじめは、「どの学校、どの子どもでも起こりうる」ことを前提に、すべての児童を対象に取り組みを充実する。
○人権尊重教育の充実
○道徳教育・法教育の充実
○体験活動の充実
○情報モラル教育の充実
○児童による主体的な活動の支援
○保護者・地域との連携の促進

＊対策会議メンバー
校長、副校長、生活指導主任、主幹、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、

【早期発見】
いじめは、「見えにくいもの」であることを認識し、児童のささいな変化に目を向けていくことから、取り組みを充実する。
○ふれあい月間（６月・１１月・２月）
・アンケート実施　・個人面談の実施　・学年や生活指導部での情報共有
○教育相談体制の充実　○教育相談機関の周知

【早期対応】
いじめを受けた児童を守ることを最優先し、家庭や地域住民、関係機関等との連携により速やかに解決する。
○学校問題支援室との連携　○保護者との連携　○いじめを受けた児童への心のケア
○出席停止措置　○警察との連携　○重大事態への対応

【対応力の向上】
いじめを防止するため、教職員の意識改革と対応力向上のための研修等を行う。
○校内研修の充実　・特別支援教育　・授業力向上